

## 市営住宅入居者募集

入居資格 光市に住所または勤務先を有し、市町村税を完納している人 同居する親族がある人（婚姻予定の場合は、婚姻の3か月前から受け付けます。） 公営住宅法で定める収入基準に該当する人 現に住宅に困窮していることが明らかな人  
 なお、花園住宅は単身向けのため50歳以上の人などが対象となります。

募集住宅(所在地)	戸数	号数	間取り	建設年数	家賃	浴槽
相生 (浅江1丁目)	2戸	1棟24号	3DK	S48	8,500~17,100円	無
		4棟13号	3DK	S52	11,800~25,900円	無
緑町 (浅江7丁目)	1戸	2棟403号	3DK	S60	13,500~29,600円	無
虹ヶ浜西 (虹ヶ浜3丁目)	1戸	7号	3DK	S62	14,700~32,300円	無
儀山 (大字岩田)	2戸	1棟104号	3DK	S60	12,700~28,000円	有
		2棟303号	3DK	S62	12,500~27,600円	有
花園 (花園2丁目)	1戸	101号	2DK	H7	20,700~45,400円	有

申込方法 所定の申込書および必要書類を提出。  
 受付期間 10月11日~10月25日 8時30分~17時15分  
 受け付け・問合せ 建築住宅課住宅係0833(72)1400(内線352)  
 なお、募集締切後、市営住宅入居者選考委員会に諮問します。 特定公共賃貸住宅(2LDK:2戸、3LDK:1戸)については入居者を随時募集しています。

問合せ 山口県商工労働部 労政課 勤労者退職金共済機構 083(933)3215  
**技能維新！きらら山口2005**  
 若者や障害のある人が、それぞれ技能日本一を競つ、技能五輪全国大会」と「全国障害者技能競技大会(アビリンピック)」を同時開催します。  
 日 10月28日~31日  
 場所 山口県維新百年記念公園ほか

職種  
**【技能五輪競技職種】** 機械系・情報通信系など43種目  
**【アビリンピック競技種目】** 建築・情報技術系など23種目  
 問合せ 山口県商工労働部 技術五輪・アビリンピック推進室 083(933)3250  
**ふるさと山口企業合同就職フェア**  
 日時 11月1日 高校生10時~12時、大学生など13時~16時  
 会場 山口グランドホテル(新山口駅新幹線口前)  
 対象者 平成18年3月に大学、短大、高等学校などを卒業予定の人。平成17年3月に大学、短大などを卒業し、未就職の人。  
 内容 学生を対象とした、企業採用担当者との面接会  
 問合せ 山口県若者就職支援センター 083(976)145 ホームページ (<http://yamaguchi-denou.com/>)

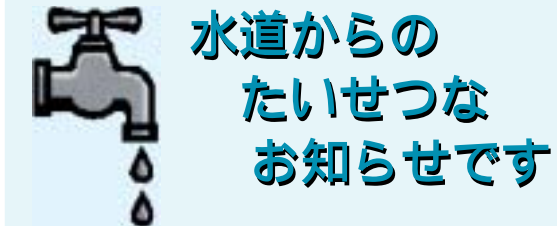
16時  
 会場 山口グランドホテル(新山口駅新幹線口前)  
 対象者 平成18年3月に大学、短大、高等学校などを卒業予定の人。平成17年3月に大学、短大などを卒業し、未就職の人。  
 内容 学生を対象とした、企業採用担当者との面接会  
 問合せ 山口県若者就職支援センター 083(976)145 ホームページ (<http://yamaguchi-denou.com/>)

**募集**  
 山口県立東部高等産業技術学校各種講習  
**【第1種電気工事士(実技受検対策)講習】**  
 日 11月15日、18日、21日、22日、24日、25日  
 対象 第1種電気工事士受検(実技)を目指す人  
 定員 20人  
 受講料 1万6000円  
**【パソコン入門(エクセル編)】**  
 日 11月12日、13日、19日  
 内容 表計算ソフトを使用し、データベース、グラフ作成を中心とした中級程度の技能を修得。  
 定員 18人  
 受講料 8000円  
 場所 山口県立東部高等産業技術学校  
 申込方法 往復ハガキに、講習名、住所、氏名、年齢、勤務先、電話番号を記入の上、お申し込みください。  
 申し込み 11月2日  
 申し込み・問合せ 山口県立東部高等産業技術学校

「光市U・エターン情報」ホームページへは、ホームページ (<http://www.city.hikari.lg.jp/>) からアクセスできます。  
 問合せ 商工観光課 083(72)1400  
**10月は「労働保険適用促進月間」**  
 事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか。従業員を一人でも雇用されれば、労働保険に加入することが法律で義務付けられています。労働保険に加入すると、不時の労働災害や失業などの際に、従業員が保険給付を受けられることができます。また、事業主も各種の助成金を受けられることがあります。  
 問合せ 下松労働基準監督署 0833(41)1780  
 または下松公共職業安定所光出張所 0833(72)1500  
**事業所で加入しませんか 中小企業勤労者共済制度**  
 県内に住所または勤務先を有する中小企業で働く従業員

「光市U・エターン情報」ホームページへは、ホームページ (<http://www.city.hikari.lg.jp/>) からアクセスできます。  
 問合せ 商工観光課 083(72)1400  
**10月は「労働保険適用促進月間」**  
 事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか。従業員を一人でも雇用されれば、労働保険に加入することが法律で義務付けられています。労働保険に加入すると、不時の労働災害や失業などの際に、従業員が保険給付を受けられることができます。また、事業主も各種の助成金を受けられることがあります。  
 問合せ 下松労働基準監督署 0833(41)1780  
 または下松公共職業安定所光出張所 0833(72)1500  
**事業所で加入しませんか 中小企業勤労者共済制度**  
 県内に住所または勤務先を有する中小企業で働く従業員

「光市U・エターン情報」ホームページへは、ホームページ (<http://www.city.hikari.lg.jp/>) からアクセスできます。  
 問合せ 商工観光課 083(72)1400  
**10月は「労働保険適用促進月間」**  
 事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか。従業員を一人でも雇用されれば、労働保険に加入することが法律で義務付けられています。労働保険に加入すると、不時の労働災害や失業などの際に、従業員が保険給付を受けられることができます。また、事業主も各種の助成金を受けられることがあります。  
 問合せ 下松労働基準監督署 0833(41)1780  
 または下松公共職業安定所光出張所 0833(72)1500  
**事業所で加入しませんか 中小企業勤労者共済制度**  
 県内に住所または勤務先を有する中小企業で働く従業員



**水道からのたいせつなお知らせです**  
 水道事業は、お客様からの水道料金で施設の整備・拡充などを行い、安全で清浄な「水」を常に安定して供給しています。  
 水道料金が適正に回収できないと、水道事業の円滑な運営に支障をきたすことになります。このため、納期限までに水道料金をお支払いいただけない時は、給水を停止します。  
 水道料金支払いのため、昼間、金融機関などに行くことができない人は、夜間支払窓口を開設しますので、ぜひ、ご利用ください。

**夜間支払窓口(21時まで)**  
**【開設日】** 10月27日、11月21日、11月25日、12月20日  
**【場所】** 光市水道局業務課窓口 0833(71)0700  
 大和簡易水道については、大和支所地域事業課水道係までお問い合わせください。 0820(48)5330

「光市U・エターン情報」ホームページへは、ホームページ (<http://www.city.hikari.lg.jp/>) からアクセスできます。  
 問合せ 商工観光課 083(72)1400  
**10月は「労働保険適用促進月間」**  
 事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか。従業員を一人でも雇用されれば、労働保険に加入することが法律で義務付けられています。労働保険に加入すると、不時の労働災害や失業などの際に、従業員が保険給付を受けられることができます。また、事業主も各種の助成金を受けられることがあります。  
 問合せ 下松労働基準監督署 0833(41)1780  
 または下松公共職業安定所光出張所 0833(72)1500  
**事業所で加入しませんか 中小企業勤労者共済制度**  
 県内に住所または勤務先を有する中小企業で働く従業員

「光市U・エターン情報」ホームページへは、ホームページ (<http://www.city.hikari.lg.jp/>) からアクセスできます。  
 問合せ 商工観光課 083(72)1400  
**10月は「労働保険適用促進月間」**  
 事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか。従業員を一人でも雇用されれば、労働保険に加入することが法律で義務付けられています。労働保険に加入すると、不時の労働災害や失業などの際に、従業員が保険給付を受けられることができます。また、事業主も各種の助成金を受けられることがあります。  
 問合せ 下松労働基準監督署 0833(41)1780  
 または下松公共職業安定所光出張所 0833(72)1500  
**事業所で加入しませんか 中小企業勤労者共済制度**  
 県内に住所または勤務先を有する中小企業で働く従業員

を確定するため現場の住所・所在地または目標物(事業所、コンビニなど)を教えてください。  
 ・携帯電話のプライバシー機能である「指定番号以外着信拒否」の設定をしていると、通報途中に切れた時、消防本部からの再呼び出しをすることができません。  
 問合せ 光地区消防組合 通信指令室 0833(74)5604

**「やまぐち森林づくりの日」制定記念イベント**  
 今年度創設した「やまぐち森林づくりの日」(10月の最終日曜日)に、森林の大切さや森林整備の必要性、やまぐち森林づくり県民税の役割などについて、理解を深めるための記念イベントを開催します。  
 日時 10月30日 10時~16時  
 会場 下関市「深坂自然の森」  
 下関北運動公園(下関球場)を駐車場とし、会場までシャトルバスを運行します。(運行開始9時30分)  
 行事内容 森林の大切さなどを学ぶ森林教室、竹とんぼづくりや竹馬づくりなどの懐かしい木・竹を使った親子工

作教室、森の食彩、間伐の体験や展示など  
 問合せ 山口県農林部林政課普及班 083(933)3460  
**「光市U・エターン情報」ホームページ開設**  
 市では、U・エターン希望者に対して幅広い情報を提供するため、ホームページを開設しました。U・エターンに関する最新情報はじめ、子育て・教育などに関する生活情報、さらにはレジャーガイドとして光市一日よくばりコースなどを紹介しています。

「光市U・エターン情報」ホームページへは、ホームページ (<http://www.city.hikari.lg.jp/>) からアクセスできます。  
 問合せ 商工観光課 083(72)1400  
**10月は「労働保険適用促進月間」**  
 事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか。従業員を一人でも雇用されれば、労働保険に加入することが法律で義務付けられています。労働保険に加入すると、不時の労働災害や失業などの際に、従業員が保険給付を受けられることができます。また、事業主も各種の助成金を受けられることがあります。  
 問合せ 下松労働基準監督署 0833(41)1780  
 または下松公共職業安定所光出張所 0833(72)1500  
**事業所で加入しませんか 中小企業勤労者共済制度**  
 県内に住所または勤務先を有する中小企業で働く従業員

「光市U・エターン情報」ホームページへは、ホームページ (<http://www.city.hikari.lg.jp/>) からアクセスできます。  
 問合せ 商工観光課 083(72)1400  
**10月は「労働保険適用促進月間」**  
 事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか。従業員を一人でも雇用されれば、労働保険に加入することが法律で義務付けられています。労働保険に加入すると、不時の労働災害や失業などの際に、従業員が保険給付を受けられることができます。また、事業主も各種の助成金を受けられることがあります。  
 問合せ 下松労働基準監督署 0833(41)1780  
 または下松公共職業安定所光出張所 0833(72)1500  
**事業所で加入しませんか 中小企業勤労者共済制度**  
 県内に住所または勤務先を有する中小企業で働く従業員